

## 多重債務相談を含む消費生活相談と生活困窮者自立支援の一体的な推進のイメージ

平成26年1月  
金融庁・消費者庁・厚生労働省

**概要**：消費生活相談窓口には、生活困窮者やその予備軍を早期に発見、つまり税滞納・失業・自殺等を予防する機能も備わっていることから、総合的に住民を支援するための起点たりうる。

※当イメージ図は総合相談窓口(よろず相談窓口)が一元的な窓口となり、ワンストップサービスを行っている例。

